

三重県特定非営利活動促進法施行条例の改正概要

平成 23 年 11 月
三重県男女共同参画・NPO 室

改正の趣旨

今年 6 月に特定非営利活動促進法（NPO 法）が改正され、特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証制度に大幅な見直しが行われたほか、これまで国税庁長官が行ってきた租税特別措置法上の認定 NPO 法人制度が廃止され、新たに、NPO 法に基づき都道府県知事又は指定都市の長が行う認定 NPO 法人制度が創設され、併せて仮認定の仕組みの導入等が行われました。

これを踏まえ、三重県においても、知事が行う NPO 法人の認証事務や認定 NPO 法人の認定事務等についての必要な事項を定めるため、「三重県特定非営利活動促進法施行条例」の一部改正を行います。

改正の内容

1 趣旨（条例 1 条）

- 改正 NPO 法に認定制度・仮認定制度が導入されたことに伴い、趣旨規定を次のとおりとします。

この条例は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度及び認定特定非営利活動法人制度等の公正な運営の確保を図るため、法第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人等に関する事項について定めるものとする。

2 活動分野の追加

- 法第 2 条別表 20 号に規定する「法第 2 条別表各号に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動」については、三重県では新たな活動項目を条例で追加しない方針です。これは、他に定められている 19 の活動分野で非営利活動の分野をカバーできること、新たに追加できる分野は 19 の活動分野に準じる内容とされているため 19 の分野で読み込める活動しか追加できないこと、新たな分野を定款に定めた法人は同じ分野を定めていない所轄庁への移転が認められないことなどの理由からです。

3 設立認証申請書類の縦覧時における軽微な事項の補正（新規）

- 改正 NPO 法第 10 条第 3 項の軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るもの

とします。

- 補正を行う場合は、規則で定める補正書を知事に提出するものとします。
- この規定は、定款変更の認証申請及び合併の認証申請においても準用します。

4 認証審査期間

- 改正NPO法では、認証審査期間は、縦覧期間が終了した日から2ヶ月以内とし、都道府県または指定都市が条例でこれより短い期間を定めた場合はこの期間とすることができますが、三重県では、認証期間は縦覧期間終了後2ヶ月とし、これより短い期間を条例で定めない方針です。これは、現時点でも縦覧期間終了後1ヶ月以内に認証を行っていますが、認証申請が集中した場合など特殊事情によっては1ヶ月以上かかる可能性があること、認証期間については申請者の事情等を考慮した柔軟な対応を行っているためです。実際の運用においては、縦覧期間終了後迅速に認証を行うよう対応していきます。

5 社員総会の議事録（新規）

- 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないものとします。
- 法14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次の事項を内容とするものとします。

- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

6 事業報告書等の閲覧又は謄写（条例5条）

- 事業報告書等の謄写を請求するものは、謄写に要する費用を負担しなければならないものとします。
- その他閲覧、謄写については、規則で定めます。

7 閲覧用書類の提出（削除）

- 知事が閲覧に供するための書類については、これまで条例5条2項で閲覧用書類の提出を定めていましたが、法人の書類作成の負担を軽減するために、同規定は削除します。なお、今後知事が行う閲覧及び謄写に供するための書類は、原則提出された書類の正本で行うこととします。

8 認定NPO法人の認定申請等（新設）

- 法44条1項の規定による認定を受けようとするNPO法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

9 認定の有効期間の更新申請（新設）

- 法 51 条 2 項の有効期間の更新を受けようとする認定 N P O 法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

10 非所轄法人の書類の提出等（新設）

- 三重県内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 N P O 法人のうち三重県知事が所轄するもの以外のもの（以下「非所轄法人」という。）が、法 52 条 1 項の規定により法 29 条（事業報告書等の提出）の規定を読み替えて適用する場合は、条例 4 条 1 項の規定により事業報告書等を三重県知事に提出しなければならないものとします。
- 非所轄法人が、法 25 条 3 項の定款の変更の認証を受けたときは、法 52 条 2 項の規定により、同項に掲げる書類を添付して、別に規則で定める提出書を知事に提出するものとします。
- 非所轄法人が、法 25 条 6 項の定款の変更の届出を行う場合は、同項に掲げる書類を添付して、別に規則で定める提出書を知事に提出するものとします。

11 役員報酬規程等の提出（新設）

- 法 55 条 1 項の規定による書類（法 54 条 2 項 2 号の書類については、既に当該書類を提出しており、その内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）の提出は、法 54 条 2 項に規定するこれらを作成すべき期間の末日から起算して 7 日以内に提示に提出しなければならないものとします（事業年度初めの 3 ヶ月 + 7 日以内となり現行の認証 N P O 法人の事業報告書等の提出期限と同一です）。

12 助成金支給書類等の提出（新設）

- 法 55 条 2 項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合の法 54 条 3 項の書類の提出は事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。）を行う場合の法 54 条 4 項の書類の提出は事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出の困難なときは、事後地帯なく）行うものとします。

13 役員報酬規程等の閲覧等（新設）

- 法 56 条の役員報酬規程等の閲覧又は謄写については、**7**の規定を準用します。

14 仮認定の申請（新設）

- 法 58 条 1 項の規定による仮認定を受けようとする N P O 法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとします。

15 仮認定NPO法人に関する規程の準用（新設）

- 10から13までの規定は仮認定NPO法人について準用します。

16 合併の認定の申請（新設）

- 法 63 条 1 項又は同条 2 項の認定を受けようとする認定NPO法人又は仮認定NPO法人は、条例 8 条（NPO法人の合併の認証申請）の申請書の提出に併せて申請書を知事に提出しなければならないものとします。

17 情報通信の技術を利用する方法による手続

- 法 74 条の規定により、認証や届出等の手続を、情報通信の技術を利用する方法で行うことができる旨条例で定めることが可能ですが（例：NPO法人の設立申請を電子申請・届出システムによる行うなど）、現時点では、これらの方法を条例で定めない方針です。今後、実施体制の整備や一定のニーズが見込まれるなどの事情により検討していきたいと考えています。

18 電磁的記録による保存（新設。現行条例 11 条は削除）

- 法 75 条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「電子文書法」という。）3 条 1 項の条例で定める保存は、次に掲げる書面の保存とします。

- ① 法 14 条（法 39 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の備置き
- ② 法 28 条 1 項の規定による事業報告書等の備置き
- ③ 法 28 条 2 項の規定による役員名簿及び定款等の備置き
- ④ 法 35 条 1 項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き
- ⑤ 法 54 条 1 項（法 62 条（法 63 条 5 項において準用する場合を含む。）及び法 63 条 5 項において準用する場合を含む。）の規定による法 44 条 2 項 2 号及び 3 号に掲げる書類の備置き
- ⑥ 法 54 条 2 項から 4 項まで（これらの規定を法 62 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法 54 条 2 項各号に掲げる書類、同条 3 項の書類並びに同条 4 項の書類の備置き

- NPO法人が、電子文書法 3 条 1 項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。
- NPO法人が電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならないものとします。

19 電磁的記録による作成（新設）

- 法 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法 4 条 1 項の条例で定める作成は、次に掲げる書面の作成とします。

- ① 法 14 条（法 39 条 2 項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の作成
- ② 法 28 条 1 項の規定による事業報告書等の作成
- ③ 法 35 条 1 項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成
- ④ 法 54 条 2 項から 4 項までの規定による法 54 条 2 項各号に掲げる書類、同条 3 項の書類並びに同条 4 項の書類の作成

- NPO 法人が、電子文書法 4 条 1 項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。

20 電磁的記録による縦覧等（新設）

- 法 75 条の規定により読み替えて適用する電子文書法 5 条 1 項の条例で定める縦覧等は、次に掲げる書面の閲覧とします。

- ① 法 28 条 3 項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
- ② 法 45 条 1 項 5 号（法 51 条 5 項及び法 63 条 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同号イ及びロに掲げる書類の閲覧
- ③ 法 52 条 4 項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧
- ④ 法 54 条 5 項（法 62 条において準用する場合を含む。）の規定による法 44 条 2 項 2 号及び 3 号に掲げる書類並びに法 54 条 2 項 2 号から 4 号までに掲げる書類、同条 3 項の書類及び同条 4 項の書類の閲覧

- NPO 法人が、電子文書法 5 条 1 項の規定に基づき、書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならないものとします。

施行期日

- 平成 24 年 4 月 1 日 条例施行（法の施行と同日）